

2022年1月10日

～毎月10日は人権を考える日～

「刑を終えて出所した人等への支援」と「保護司」

犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は、地域社会に戻り社会の一員として生きていくこととなります。

しかし、こうした人たちは、本人に強い更生の意欲がある場合であっても、周りに偏見や差別意識が存在することや、また年齢上の問題で、就職先や住居等の確保が困難であるなど、社会生活に復帰するうえで様々な課題を抱えており、生活が軌道に乗らず、結局、再び罪を犯してしまう例が後を絶ちません。実際、犯罪の約半数が再犯によるものであり、一度罪を犯した人の支援をしっかりとしなければ、安全・安心な地域社会を実現することはできません。

西条市でも保護司などの更生保護に関わるボランティアが、それぞれの特性を生かして様々な活動に積極的に参加され、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えています。

この度は、更生保護ボランティア団体の一つである保護司について紹介します。

保護司とは

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、給与は支給されません。保護司は、それぞれの人脈や地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

保護司はどのような活動を行っているのか

大きく分けると、地域において次の活動をしています。

- ① 罪を犯した人たちなどの立ち直りを支援する活動
 - ・ 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助けるための見守り、指導、相談支援等
 - ・ 刑務所や少年院にいる人が帰る住居や就業先等の環境を調整
- ② 地域における犯罪や非行を防止する活動
 - ・ 地域住民や学校等で「社会を明るくする運動」などの啓発
 - ・ 更生保護に対する地域の協力者の確保

どんな人が保護司になっているか

保護司は、更生保護の活動に意欲があることや、生活が安定していることのほか、保護司になるときに66歳以下であることも要件の一つとなっています。保護司の経歴や職種は様々で、農林水産業・製造業・販売業・サービス業・土木業・建築業・公務員・宗教家・主婦など幅広い分野の方々が保護司として活躍しています。仕事を退職した後も、保護司をライフワークの一つとして続ける方が大勢います。それぞれの分野における経験を基に個性を生かして活動しており、女性の保護司も年々増加しています。

近年、全国的に保護司適任者の確保が困難となっています。保護司として、今までの経験を人助けのために役立てたいと思って下さる方はご一報ください。

西条地区保護司会（西条更生保護サポートセンター）

☎0898-35-3441（10:00～16:00） 土日祝日休み